

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！

JR東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

JR東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-284-6365
発行責任者 植松 昌彦
2018年2月10日 No. 12

年休取得で不利益扱いは 労基法に違反！

労働基準監督署からアドバイス！ **パート3**

年休申請には理由は必要ありません。理由が必要でないのならば、診断書の提出も必要ありません。診断書を出さないと年休は取得できないのか。診断書を出さないと処分が出されるのか疑問点について労働基準監督署に相談をしました。監督官は、JR東海の現状を聞いてあきれていました。

組 合：会社は年休であっても勤務を欠く欠勤だから診断書を出せと言っています。

診断書を出さないと年休は取得できないのですか。

監督官：シフトを与えられた中で休むということが欠勤とされている。休むこと

は有給であろうが欠勤であろうが**診断書を出してくれと会社は言うが、出さなければ年休を与えません。それはできません。**

組 合：年休で休んで診断書を出さないと処分が出るのでしょうか。

監督官：**労基法では、年次有給休暇を取得したことによる不利益な扱いの禁止**

第136条があります。年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額や皆勤手当及び賞与の算定などに対して、欠勤として取り扱うなどの不利益な扱いはしないようにしなければなりません。